

養父市農業委員会

第13回会議録

令和5年10月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第13回会議録

1. 開催日時 令和5年10月24日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業研修室

3 議 事

議案第46号 非農地証明交付申請の承認について

議案第47号 農用地利用集積計画の承認について(追加議案)

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(12名)

1番 谷垣重俊	3番 藤原健次	4番 坂本光	5番 前川章
6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満	9番 山根達夫
10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博	13番 西谷英樹

5. 欠席農業委員(1名)

2番 吉村英之

6. 出席推進委員(11名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	17番 荒木奈見	18番 谷村昭雄
19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	21番 鎌谷壽三男	
22番 上垣美由紀	23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄	25番 米田渡

7. 欠席推進委員(1名)

16番 齋藤隆之

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第13回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中より関係委員の方、現地確認、御苦労さんでした。

先週水曜日に長寿の郷で害獣対策の講演がありました。電気柵やワイヤメッシュを一集落、一部落を囲うように設置するという、話がありました。県の動物研究センターの指導もあり、指導前はイノシシや鹿が入って被害が多かったようですが、指導後はほとんど被害がなくなったという話がありました。皆さんも同じように電気柵やワイヤメッシュをしていると思うんですけども、その方が言うには、声をかけていただいたらいつでも指導してくれるそうです。講演は、毎年ありますので、皆さんも次回は、是非参加していただけたらと思います。本日もよろしくをお願いいたします。以上です。

事務局 : それでは、初めに会議の成立について報告をいたします。本日、出席、農業委員13名中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては11名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、山根会長、よろしくをお願いいたします。

山根会長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、3番の藤原健次委員と4番の坂本農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第46号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第46号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、八鹿町宿南の土地1筆で、面積が314平方メートルです。所有者は三田市の方で、非農地の事由としましては、昭和8年頃から宅地化しており、平成31年度に家屋解体後は雑種地化しています。現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは2ページから6ページとなっております。

2番です。養父市場の土地1筆で、面積が2.97平方メートルです。所有者は鳥取県倉吉市の方、鹿児島県大島郡龍郷町の方で、非農地の事由としましては、

昭和53年頃から宅地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは7ページから11ページとなっております。以上です。

山根会長： 事務局の説明は終わりました。
番号1番の八鹿町宿南の件について担当農業委員より説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。まず、書類の2ページ、3ページをご覧ください。該当する土地は、地図と航空写真を見ていただいたら分かりますように、周りには田畑というものは全くありません。家ばかりで囲まれた土地です。
それから、1枚めくっていただきましたら、現状の写真と、それから今度は少し大きくした地図が載っています。この現状の写真を見ていただいたら分かりますように、周りは家というか住宅ばかりでして、その中でも該当する土地につきましても田に返すというようなそんな状況ではありません。その次の6ページに始末書がありますけれども、読んでいただいたら分かりますように、もう90年来ここに家が建っていたということで、私もこの地域の住人なんですけれども、ここは田んぼであるというような認識は全くなく、住宅街だと思っていたので、今回申請がありびっくりしました。皆さんの御意見をお願いしたいというふうに思います。以上です。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。6番、濱田農業委員。

濱田委員： 濱田です。今日、現地を確認しました。完全に駐車場というのか宅地化されていて、水路も見当たりませんでしたし、さっき木下委員がおっしゃったように、もうここを田んぼに戻すのは無理だと思いました。よろしくお願ひします。

山根会長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 小林です。先ほど担当委員が説明した通り農地に戻すのは、無理だと思います。よろしくお願ひいたします。

山根会長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第46号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決

することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の養父市場の件について担当農業委員より説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 失礼します。7ページを御覧ください。申請地は、右岸道路から米地橋を渡って踏切、黒い実線がJR山陰本線なんですけど、踏切を渡りましてもうすぐのところにあります。

10ページを御覧ください。ロードミラーの立っている角地にありますところが申請地の、今現在の小屋が建っているその裏に母屋が建っております。そして、小屋の左手に小屋根がずっと長いのが見えるのが、それは塀の屋根なんですけど、その内側にはコイの池があります。養父市場では自宅に池を持っておられるおうちが多くて、このロードミラーの道路の際に水路が流れておりまして、きれいな水が流れてコイを飼われていました。50年以上前からこの小屋が建っておる状況ですということでした。ですので、本当に昔からこの状態ではか知らないの、まさか畑だったとは思わなかったということですので、この非農地証明はそのとおりではないかと思いますので、審議のほうよろしく願います。以上です。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今、圓山委員が言われたとおりで、何を説明というか、補足することはないと思しますので、よろしく願います。

山根会長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。先ほどから説明がありますとおりで、吉村委員も長く養父市場にお住まいなんですけど、ここに畑があったということすら認識がないというようなことですので、非農地証明はやむを得ないと考えます。以上です。

山根会長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。よろしいか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第46号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続いて、追加議案です。

続きまして、議案第47号「農用地利用集積計画の承認について」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 本日お配りしました追加議案を御覧ください。議案第47号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は令和5年11月1日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が25,756平方メートル、18筆、畑はありません。合計も同じく25,756平方メートル、18筆です。利用権の設定を受ける戸数は15戸、設定する戸数は7戸となっております。

2、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃借権です。内容別に見ますと使用貸借権が17筆、24,387平方メートル、全て新規です。賃貸借権が1筆、1,369平方メートル、合計18筆、25,756平方メートルとなっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと5年契約が1筆、1,369平方メートル、10年契約が17筆、24,387平方メートルとなっております。

詳細につきましては、1ページ以降に記載をしております。2ページ以降のものが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借り受け耕作する方を記載しております。貸借期間は全て令和16年3月31日までの10年間となっております。以上です。

山根会長： 説明が終わりました。

この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第47号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

報告事項に入ります。

報告①「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 12ページを御覧ください。報告①「農地の使用貸借の解約通知について」です。

届出番号1番、八鹿町九鹿の土地1筆、1,672平方メートル、貸人は豊岡市の方、借人は養父市八鹿町九鹿の方です。合意解約年月日は令和5年10月16日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄に記載の方が耕作をされます。

届出番号2番、養父市八鹿町八木の土地5筆、合計面積は3,908平方メートルです。貸人は養父市八鹿町八木の方、借人も養父市八鹿町八木の方です。解約年月日は令和5年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。

届出番号3番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は226平方メートル、貸人は養父市八鹿町八木の方、借人も養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和5年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。

届出番号4番、養父市八鹿町宿南の土地2筆、合計面積は313平方メートル、貸人は三田市の方、借人は養父市八鹿町宿南の農事組合法人です。合意解約年月日は令和5年9月14日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者に所有権を移転する予定となっております。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。よろしいか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 13ページを御覧ください。報告②「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について」です。

届出番号1番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は1,213平方メートル、賃貸人は養父市八鹿町八木の方、賃借人は養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和5年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。以上です。

山根会長 : 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件についての質疑はありませんか。よろしいか。

(質 疑 な し)

山根会長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告③「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 14ページを御覧ください。報告③「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、八鹿町八木の土地3筆で282平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方、譲渡人は上野の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が9月21日、許可日が10月2日となっています。

2番、大屋町蔵垣の土地7筆で2,598平方メートルです。譲受人は京都市の方、譲渡人は三木市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が8月30日、許可日が9月11日となっています。

3番、大屋町宮本の土地1筆で610平方メートルです。譲受人は大屋町宮本の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が9月26日、許可日が10月6日となっています。以上です。

山根会長 : 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 15ページを御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出につい

て」です。

1番、申請場所は鶉縄の土地8筆で面積が737平方メートルです。申請人は京都市の方です。取得した日が令和4年9月11日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。以上です。

山根会長：事務局の説明が終わりました。

それでは、この件についての質疑はありませんか。よろしいか。

(質 疑 な し)

山根会長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

以上で第13回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 藤原健次

署名委員 坂本光